

岩倉市医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療行為により免疫を失った場合に、接種済みの予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく定期予防接種の予防効果が期待できないと医師が認め、任意で再度、当該予防接種（以下「予防接種再接種」という。）を受ける者に対する費用の助成について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 予防接種再接種の費用の助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 医療行為により免疫を失い、接種済みの法に基づく定期予防接種の予防効果が期待できないと医師が認めた者であること。
- (2) 予防接種再接種を受ける日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、岩倉市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記録されている者であること。

(対象となる予防接種)

第3条 助成の対象となる予防接種再接種は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定するA類疾病に係る予防接種であること。
- (2) 使用するワクチンが、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）の規定によるものであること。
- (3) 20歳までに受ける予防接種であること。ただし、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の7の表の上欄に掲げる特定疾病に係る予防接種にあっては、同表の下欄に定める年齢に達するまでに受けるものに限る。

(認定申請)

第4条 予防接種再接種を受けようとする者（その者が16歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者）（以下「申請者」という。）は、予防接種再接種に要する費用の助成を受けようとするときは、予防接種再接種を受ける前に、岩倉市医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種費助成対象者認定申請書（様式第1）に次の各号に掲

げる書類のいずれかを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 母子健康手帳の予防接種記録のページの写し

(2) 医療行為により免疫を失う以前の予防接種の履歴が確認できるものの写し

(認定申請に対する審査及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、岩倉市医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種費助成対象者認定決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、申請の内容が適当と認められないときは、岩倉市医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種費助成対象者認定却下決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

(予防接種の実施)

第6条 前条第1項の規定により助成対象者として認定された者(以下「助成対象者」という。)は、予防接種実施機関において、予防接種再接種を受けるものとする。

(予防接種実施機関での接種に係る助成金)

第7条 市長は、予防接種実施機関において予防接種再接種を受け、当該予防接種実施機関に対して予防接種再接種に要した費用を支払った助成対象者に対し、岩倉市医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種費助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

2 助成金の額は、予防接種再接種に要した費用の額とする。ただし、市と一般社団法人岩倉市医師会が締結する個別予防接種の委託契約に定める額を上限とする。

(助成金の交付申請)

第8条 予防接種実施機関において予防接種再接種を受けた助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、予防接種再接種を受けた日から6月以内に、岩倉市医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種費助成金交付申請書兼請求書（様式第4）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書その他の予防接種再接種に要した費用等が確認できるもの

(2) 母子健康手帳の予防接種記録の写し、接種済証その他予防接種再接

種を受けたことが分かるもの

(助成金の交付決定及び支払)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を決定し、岩倉市医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種費助成金交付決定通知書（様式第5）により当該申請をした助成対象者に通知するとともに、助成金を支払うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、助成金の交付が適当と認められないときは、岩倉市医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種費助成金交付却下通知書（様式第6）により当該申請をした助成対象者に通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。